

教員免許更新制のしくみ（岩手県内の学校で勤務している皆様へ）

平成28年4月 教職員課免許担当

1 目的

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が全国で導入されました。

教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

2 制度のしくみについて

- ① 平成21年4月1日以降に授与された教員免許状に10年間の有効期間がつきます。
- ② 平成21年3月31日以前の免許状（以下「旧免許状」という。）所持者にも更新制の基本的な枠組みが適用され、30時間の更新講習の受講が必要になります。

旧免許状所持者の方は、以下の説明をご覧ください。

新免許状所持者（平成21年4月1日以降に初めて免許状を授与された方）は、6ページをご覧ください。

旧免許状所持者について

3 旧免許状所持者の修了確認期限について

旧免許状所持者については、全員に修了確認期限（※）が付されます。

修了確認期限後も教員免許を必要とする職に就くためには、必ず、更新講習を修了したうえで、修了確認期限の2か月前までに免許管理者（都道府県教育委員会）へ申請を行い、次回の修了確認期限を更新する必要があります。

※修了確認期限…更新講習を受講し、更新手続きを終えなければならない期限。表1及び表2のとおり。

【表1】栄養教諭免許状以外の免許状所持者

	生年月日			初回(次回)の修了確認期限	更新講習受講期間	
①	S30.4.2～S31.4.1	S40.4.2～S41.4.1	S50.4.2～S51.4.1	H33.3.31	更新2回目	H31.2.1～H33.1.31
②	S31.4.2～S32.4.1	S41.4.2～S42.4.1	S51.4.2～S52.4.1	H34.3.31		H32.2.1～H34.1.31
③	S32.4.2～S33.4.1	S42.4.2～S43.4.1	S52.4.2～S53.4.1	H35.3.31		H33.2.1～H35.1.31
④	S33.4.2～S34.4.1	S43.4.2～S44.4.1	S53.4.2～S54.4.1	H36.3.31		H34.2.1～H36.1.31
⑤	S34.4.2～S35.4.1	S44.4.2～S45.4.1	S54.4.2～S55.4.1	H37.3.31		H35.2.1～H37.1.31
⑥	S35.4.2～S36.4.1	S45.4.2～S46.4.1	S55.4.2～S56.4.1	H28.3.31		H26.2.1～H28.1.31
⑦	S36.4.2～S37.4.1	S46.4.2～S47.4.1	S56.4.2～S57.4.1	H29.3.31	受講時期	H27.2.1～H29.1.31
⑧	S37.4.2～S38.4.1	S47.4.2～S48.4.1	S57.4.2～S58.4.1	H30.3.31		H28.2.1～H30.1.31
⑨	S38.4.2～S39.4.1	S48.4.2～S49.4.1	S58.4.2～S59.4.1	H31.3.31		H29.2.1～H31.1.31
⑩	S39.4.2～S40.4.1	S49.4.2～S50.4.1	S59.4.2～	H32.3.31		H30.2.1～H32.1.31

※ 上記生年月日の者でも、修了確認期限の延期・延長を経た場合、上記とは異なる「次回の期限」が定められます。

【表2】栄養教諭免許状所持者

免許状授与年月日	初回の修了確認期限	免許状更新講習受講期間
H18.3.31以前	H28.3.31	H26.2.1～H28.1.31
H18.4.1～H19.3.31	H29.3.31	H27.2.1～H29.1.31
H19.4.1～H20.3.31	H30.3.31	H28.2.1～H30.1.31
H20.4.1～H21.3.31	H31.3.31	H29.2.1～H31.1.31

※ 表1、表2ともに、次回の修了確認期限は、初回の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日です。

修了確認期限の付されていない者（昭和30年4月1日以前に生まれた者）は、将来にわたって更新講習を修了することなく教壇に立ち続けることができます。（栄養教諭免許状所持者を除きます。）

4 講習の受講義務について

旧免許状所持現職教員（※）として在職している場合、受講義務が発生します。

※旧免許状所持現職教員…更新講習を受講できる者のうち、「受講義務」が「有」の者を指す。以下の表のとおり。

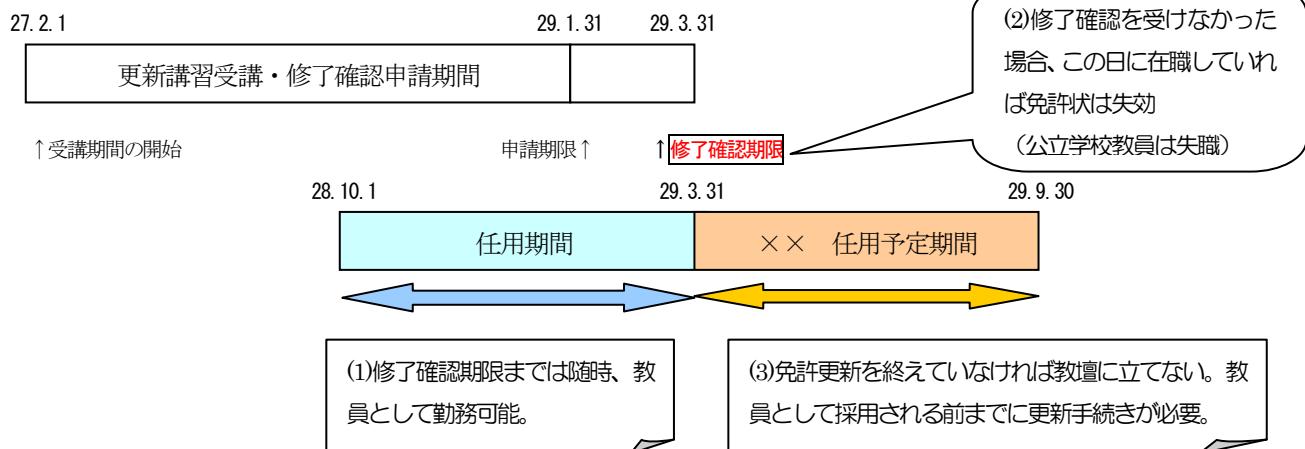
更新講習を受講できる者（普通免許状又は特別免許状を有する者等に限る。）	受講義務
① 主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭含む）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、主幹（指導）保育教諭、保育教諭及び助保育教諭（いずれも指導改善研修中の者を除く）	有
② 校長、副校長、教頭	有
③ 実習教諭、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員	なし
④ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者（教育長、教育次長、総括課長等。詳しくは別紙を参照）	有（※）
⑤ 地方公共団体の職員等で、④に準ずる者として免許管理者が定める者（県内の公立学校の教育職員として採用された者であって、知事部局等に出向している者等。詳しくは別紙を参照）	有（※）
⑥ 文部科学大臣が別に定める者（文部科学省教科書調査官等）	有
⑦ 教員採用内定者	なし
⑧ 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者	なし
⑨ 過去に教員として勤務した経験のある者で、教員となることを希望する者	なし
⑩ 認定子ども園、認可保育所又は幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士	なし

※ 受講できる者のうち、義務を課す者についても免許管理者が定めます。

5 修了確認期限について

- (1) 教員免許を必要とする職に就こうとする日がその者の修了確認期限前であれば、更新講習を修了していなくても、教壇に立つことが可能です。
- (2) 修了確認期限の日に旧免許状所持現職教員として在職している場合、4に記載のとおり、受講義務が発生し、更新講習を修了できなかった場合に免許状が失効します。

※参考 【S56.5.6 生まれの臨時的任用講師が更新手続を終えていない場合】



- (3) 修了確認期限の日に旧免許状所持現職教員ではなかった場合は、失効はしませんが、再び教壇に立つためには更新講習を修了する必要があります。

6 修了確認期限の延期について

旧免許状所持現職教員は、以下の事由に該当する場合、免許管理者（※1）への申請により修了確認期限を延期することができます。

修了確認期限を延期した場合、免許状更新講習の修了確認を受けるべき期間は、延期後の修了確認期限までの2年2か月となります。

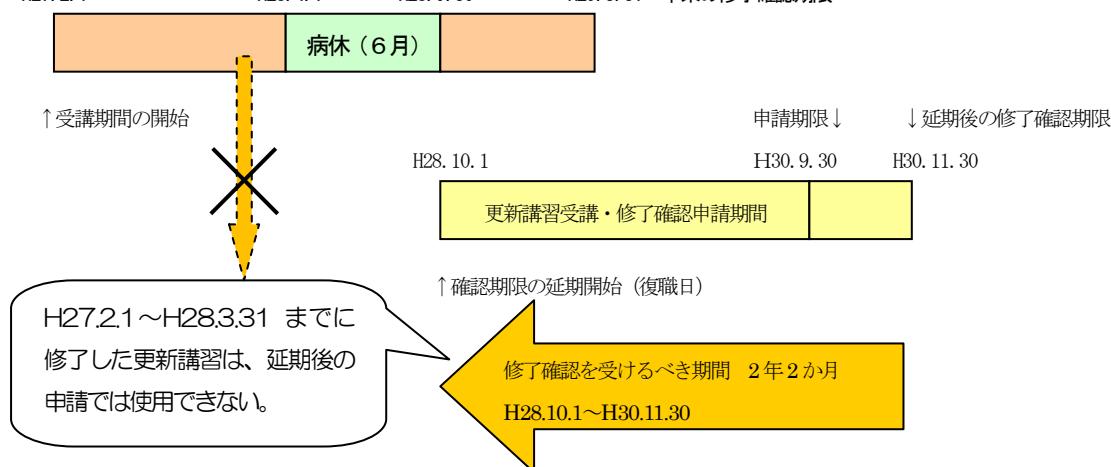
事由	最長延期期間
① 指導改善研修中であること	事由のやんだ日より2年2か月
② 心身の故障又は刑事事件に関し起訴されたことによる休職中であること	同上

事由	最長延期期間
③ 産休、育休、病気休暇（原則 90 日以上引き続く場合。）、介護休暇中であること	同上
④ 地震等の自然現象により交通が困難となっていること	同上
⑤ 在外教育施設、外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること	同上
⑥ 専修免許状の取得のための課程に在籍していること	同上
⑦ 教員となった日から修了確認期限までの期間が 2 年 2 か月未満であること	教員となった日から起算して 2 年 2 か月
⑧ 平成 21 年 4 月 1 日以降に新たに普通免許状又は特別免許状を授与されたこと。	授与の日の翌日から起算して 10 年
※ 2 種免許状から 1 種免許状を、1 種免許状から専修免許状を取得する場合のほか、他教科、他校種の免許状の授与を受ける場合も含まれます。ただし、特別支援学校教諭免許状について、新たに特別支援教育領域を追加する場合は、含まれません。	
⑨ 免許状の授与の日から 10 年を経過していないこと	同上
⑩ その他免許管理者がやむを得ないと認める事由があること	事由のやんだ日より 2 年 2 か月

※1 免許管理者…岩手県内の学校の職員、岩手県教育委員会又はその所管に属する教育機関の職員等の場合は、岩手県教育委員会です。
それ以外の者にあっては、その者の住所地の都道府県教育委員会です。

※ 延期の場合の例【昭和 56 年 10 月 1 日生まれの教諭が、対象期間に 6 か月病休を取得、復職後 2 年 2 月に延期】

H27. 2. 1 H28. 4. 1 H28. 9. 30 H29. 3. 31 ← 本来の修了確認期限



7 免許状更新講習の受講免除対象者について

旧免許状所持現職教員のうち、次の者は、受講期間（※3 の表 1・2 のとおり）中に免許管理者に申請を行うと、受講免除の認定を受けることができます。ただし、①、②、⑤については、申請の時点で、以下の職等にあることが必要です。

- ① 校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭
- ② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者（教育長、教育次長、総括課長等。詳細は別紙参照）
- ③ 免許状更新講習の講師
- ④ 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等を受けた者（表彰については、免許管理者が指定します。修了確認期限前の 10 年間に受けた表彰が対象）
- ⑤ 地方公共団体の職員等で、②に準ずる者として免許管理者が定める者（詳細は 5 ページ参照）
- ⑥ 文部科学大臣が別に定める者（文部科学省教科書調査官等、予備講習修了者）

8 複数の免許状を有する旧免許状所持現職教員について

（1）有効期間について

最も遅く授与された免許状の授与の日から 10 年を超えない場合、当該免許状の授与の日から 10 年後まで、申請により修了確認期限を延期することができます。（6 の⑨を参照）

（2）有効期間の更新（更新講習修了確認）について

採用されている職に応じた講習を修了し、それを免許管理者に申請すれば、持っている全ての普通免許状又は特別免許状が修了確認期限後も有効です。

7に記載の免除対象者も、受講免除が認定されれば、持っている全ての普通免許状又は特別免許状が修了確認期限後も有効です。

(「教諭」として採用されている方が、教諭の免許状と養護教諭の免許状を有していた場合、「教諭」を対象とする講習を30時間修了すれば、養護教諭の免許状も更新されます。)

9 更新講習の修了について

更新講習は、大学や教育委員会等が文部科学大臣の認定を受けて開設します。

講習の時間は30時間以上で、受講期間の2年間の間に以下全ての内容を受講し、修了認定試験に合格する必要があります。

旧免許状所持者は、それぞれの職に応じた講習を受講することが必要です。(特別支援学校の教諭については、「教諭」を対象とするもののうち、特別支援学校教諭向けの講習の受講が望まれています。)

内容（平成28年4月1日～）	必要時間数	(27年度まで)
(必修領域) 全ての受講者が受講する領域	6時間以上	必修領域 12時間以上
(選択必修領域) 受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域	6時間以上	
(選択領域) 受講者が任意に選択して受講する領域	18時間以上	同左

※平成28年3月31日までに受講した「必修領域12時間以上」は、必修領域6時間及び選択必修領域6時間を受けたものとみなされます。(新たに選択必修領域を受講する必要はありません。)

10 手続きの流れ

(1) 生年月日により、最初の修了確認期限がいつになるのかを確認

(3)の表1又は表2のとおり。栄養教諭の免許状とそれ以外の免許状を有している場合は、表2により確認

(2) 受講免除対象者(7に記載)に該当する場合は、受講期間中(修了確認期限の2年2か月前から2か月前まで)に、免許管理者に免除の申請 …様式第25号

(3) 修了確認期限の延期事由に該当(6に記載)し、延期を希望する場合は、修了確認期限の2か月前までに、免許管理者に申請 …様式第26号

その際、7の表に記載の最長延期期間の範囲内で、延期したい期間を記載

延期後の修了確認期限に基づいて行う手続きについては、(4)以下のとおり

(4) (2)又は(3)のいずれにも該当しない場合は、受講期間中に免許状更新講習を受講・修了

- ・それぞれの講習について、修了認定試験に合格すると、開設者から、免許状更新講習修了(履修)証明書が発行
- ・9に記載の内容について、すべての課程を修了した場合は、免許管理者に対して、更新講習修了確認の申請
- ・受講期間中であればいつでも可。必ず、修了確認期限の2か月前までに申請 …様式第23号

(5) 修了確認期限前に、免許管理者から、更新講習修了確認証明書等が送付

これにより、修了確認期限後も引き続き所有する免許状は有効

次回の修了確認期限は、初回の修了確認期限の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日です。

※ 岩手県教育委員会への申請のための様式や手続きの流れは、教職員課ホームページに掲載しています。

11 免許状が失効した場合について

免許状を免許管理者に返納する必要があります。

ただし、大学で取得した単位と学位は引き続き活用できるため、その後、更新講習を修了すれば、新たに免許状が取得できます。

平成21年4月1日以降に授与される免許状には10年間の有効期間が付くため、失効して新たに免許状を授与された場合は、修了確認期限によらず、当該有効期間満了日の前2年2月の間で免許状を更新していくこととなります。新たに授与された免許状は、その者の職に関わらず、10年の有効期間を過ぎれば失効します。

別表 免許管理者が別に定めることとされている者

1 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

職名等 (県教育委員会の場合)		受講できる	受講義務	受講免除
1 教育長、教育次長	※1	○	○	○
2 室長、総括課長、担当課長等	※1	○	○	○
3 教育事務所長、教務課長	※1	○	○	○
4 学校以外の教育機関の長、部長等	※1	○	○	○
5 指導主事		○	○	○
6 経営指導主事	※1	○	○	○
7 社会教育主事		○	○	○
8 社会教育主事補		○	×	×
9 学芸員及び学芸調査員		○	×	×
10 文化財専門員及び文化財調査員		○	×	×
11 保健体育主事	※1	○	○	○
12 研修指導主事	※1	○	○	○
13 その他行政職 (技術職員を含む)	※2	×	×	×
14 その他技能労務職		×	×	×

※1 更新講習受講義務が課され、更新講習受講免除の対象となる者は、岩手県内の公立学校に教育職員（校長、副校長、教頭を含む。）として採用された者に限ること

※2 県内の公立学校の教育職員として採用された者であって、行政職給料表4級以上の職にある者等は、受講できる者、受講義務者及び受講免除者とする

2 地方公共団体の職員等で、指導主事等に準ずる者として免許管理者が定める者

職名等		受講できる	受講義務	受講免除
1 国の職員	※1	○	×	×
2 岩手県の知事部局等の職員	※1	○	○	○
	※2			
3 国立大学法人の役員又は職員	※1	○	○	○
	※2			
	※3			
4 大学共同利用機関法人の役員又は職員	※1	○	×	×
5 公立大学法人の役員又は職員	※1	○	×	×
6 独立行政法人の役員又は職員	※1	○	×	×
7 学校法人の理事	※3	○	○	○
8 社会福祉法人の理事	※4	○	○	○

※1 岩手県内の公立学校の教育職員として採用された者に限り、受講できる者、受講義務者となること

※2 受講免除の対象となるのは、過去に指導主事等免除対象職の経験がある場合に限ること

※3 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する法人に限ること

※4 幼保連携型認定こども園を設置する法人に限ること

注1 「受講できる」とは、更新講習を受講できる者であるか否か、「受講義務」とは、更新講習を受講しなかった場合に免許状が失効する者であるか否か、「受講免除」とは、更新講習受講免除の対象となる職であるか否かを示す

注2 それぞれ、「○」の場合は該当、「×」の場合は非該当であること

新免許状所持者（旧免許状所持者との相違）について

平成28年4月 教職員課免許担当

12 新免許状所持者の免許状の効力について

新免許状の場合、有効期間満了日は所持している免許状に記載されています。有効期間満了日は、所要資格を得た日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日までです。（免許法第9条第4項）

例1

生年月日	免許状の種類	授与年月日	所要資格を得た年度	有効期限満了日 (免許状記載)
A教諭 H1.5.1	高等学校教諭 1種免許状(国語)	H24.3.16 (新免許状)	H23年度 (大卒学位・単位)	H34.3.31
B教諭 H1.5.1	小学校教諭 1種免許状	H27.3.23 (〃)	H26年度 (〃)	H37.3.31

同じ生年月日の人でも、所要資格を得た年度により、免許状の有効期間が異なる。

例2

生年月日	免許状の種類	授与年月日	所要資格を得た年度	有効期限満了日 (免許状記載)	更新後の有効期限
C教諭 S50.5.1	栄養教諭 2種免許状	H21.9.30 (新免許状)	H18年度 (栄養士免許)	H29.3.31	H39.3.31

13 新免許状所持者の免許状の効力について

新免許状所持者は、現職教員であっても現職教員でなくとも、申請期限（有効期間の満了日の2か月前）までに、免許を更新する手続きが行われない場合、有効期間の満了の日をもって免許状が失効します。

免許状が失効しても、更新講習を受講して授与申請を行えば、新しい免許状が授与されます。

14 複数の免許状を有する、新免許状所持者について

（文部科学省 教員免許更新制のホームページから抜粋）

（1）有効期間について

新免許状を複数所持する場合、その有効期間は、最も遅く満了となる有効期間に自動的に統一されます。

例えば、平成32年3月31日が有効期間満了日である中学校教諭免許状、平成34年3月31日が有効期間満了日である小学校教諭免許状を所有する場合は、両免許状の有効期間満了日は自動的に平成34年3月31日となります。

（2）更新講習の受講について

18時間以上の選択領域の受講については、所持する免許状の種類（教諭・養護教諭・栄養教諭）に応じた講習の受講が必要となります。

このため、例えば、教諭の免許状と養護教諭の免許状を所持している場合には、教諭を対象とした選択領域の講習18時間と養護教諭を対象とした選択領域の講習18時間の履修が必要となります。

ただし、1つの講習が教諭、養護教諭、栄養教諭の複数の免許状に対応したものであれば、当該講習をもって教諭、養護教諭、栄養教諭の複数の免許状の更新が可能となります。